

質疑者 北山 順一

1. 生徒指導について

昨年有名な女優の酒井法子さんが薬物汚染ということで、大変センセーショナルな報道がなされていた。みなさんがご存知な有名な女優さんが、ああいう事件を起こし、社会に大きな影響を社会に与えるのではないかと見ていると、次には東京や関西の有名な大学の学生が、あれだけの学生がなぜあんなものに手をだすのだという事件が次々と起きた。こんなことしていたら、高校生にも波及するぞと見ていると、案の定、高校生に波及した。その次に、神戸では、インフルエンザと同様に全国で初めて中学生に波及してしまった。この中学生にまで波及したということについて、教育委員会としてどのような対策をとるのかお伺いしたい。この薬物汚染という問題は、絶対に根絶しないといけない問題だと社会全体が感じている。学校の現場からこうした問題がでてきたことは大きな問題だと思うが、見解を伺いたい。また、今のプロ野球、サッカー、バスケ、レスリングなどのスポーツでタトゥーを入れている選手をよく見ないだろうか。野球の有名な選手がああいうのをいれてプレーしている。テレビで中継するので、中学生や、高校生など若い子どもが見るわけである。ああいうのを見ている子どもは、あれも一つのファッションだとも思えるかもしれない。そういうものがはびこっているが、薬物に関してもだが、刺青（タトゥー）は大変問題であり、教育委員会は委員会の中で、議論をはかったことはあるのだろうか。あるのであれば、今度は政令市の教育委員会の中に持ち込んだことはあるのだろうか。また、持ち込んだ結果、どんなに有名な選手であっても、そういうものを体に入れている選手は採用するなと、また試合にだすなと、それぞれの競技団体に申し入れするべきと、私は考えている。そうしないと、こういう人たちの行動が、若い人たちから見たら、一つのファッションだということになってしまう。また、野球でもサッカーでも、レスリングでも、グラウンドにいっぱい唾をはく。皆さんもよくテレビで見るだろう。こういうものが、文化だと思われたら困る。日本のスポーツを見ると、相撲の場合、どれだけプロの相撲取りであっても、タトゥーを入れたり、土俵に唾をはいたりしたら、永久追放になる。また、柔道でも畳の上で唾をはいたら、即刻追放となる。そういう厳しい文化というものに守られている日本に、外国の変な、よくないモラルやマナーを持ち込まれては、大変迷惑だと感じている。そのあたりの問題として、教育委員会はどのように取り組もうとしているのか、伺いたい。

答弁者 森本指導部長

薬物乱用についてだが、ご指摘の通り、神戸市でこうしたことがおこり、大変ショックを受けている。日常的には薬物乱用の防止については進めてきたわけではあるが、この

たびのことを受けて、小・中学校では、あらゆる時間を通じて薬物乱用防止指導を行っているが、これについてより強化していく。また、刺青については、現在神戸市の児童生徒の入れ墨が問題となっている事例は報告されていない。ただ子どもたちは見聞きすることに対して、やってしまうことが多いので、自分が見ることと、やることの違いについて、やってしまったら終わりだということを指導するようにはしている。保護者に対して、保護者会やふれあい懇話会等で十分にお話している。また青少年愛護条例では違法になるので、青少年に入れ墨を施すことの違法性についても、啓発をしている。唾をはくことに関してだが、学校の中で生徒が唾をはくことでは許すことはできない。中には平気で廊下に唾をはく子どももいるが、このことについては、マナーを守るであるとか、ルールを守るということについて指導する。誰が見ても自分が育った学校で、グラウンドで唾をはく行為は許せる行為ではないと思う。大人のかたも、駅などで唾をはいているかたを見かけるが、そのあたりについても、子どもたちは見ている。今後も学校の中でしっかり指導していく。

(要望)

ぜひ答弁でもあったことはしっかり取り組んでいって欲しい。刺青などは、することはないと考えている人もいるかもしれないが、あれはファッションだと捉えている人も多く、そう捉える可能性も高い。だから、見ることと、すること、ああいうものを、体に入れることと、見ることとの、その境目、ここをしっかりと押さえてもらいたい。酒井法子は、名前が「さかい」だけに、そのような境目がわからなかった。いいことと悪いことの境目がわかっていない。そういうことを考えてもらって、答弁にもあったようなことを頑張っていたきたい